

日本におけるギャンブル政策に関する考察 —日韓ギャンブル政策の比較分析を通して—

福井 弘 教

要旨

ギャンブルは、正負両面共に強調されて、実際に何が課題となっていて、いかなる方策を必要とするか見えずらい点は否定できない。本稿では隣国、韓国との比較を通じて、ギャンブル政策の正負両面を明らかにしながら、日本のギャンブル政策理論を構築した上で、将来的に導入される可能性が高まった新規のギャンブル事業であるカジノの運営方式(マネジメント)から、依存症対策(ケア)に至るまでの政策提言までを射程として考察した。

日本・韓国の公営競技におけるマネジメントに関しては一定の評価ができるものの、いずれも組織の肥大化を招いており、日本はケア対策の欠如も明らかとなった。宝くじ・スポーツ振興くじについては未だにギャンブルを自称せず、これら公営ギャンブルの負の側面を、「グレーゾーン」ともいえる私営ギャンブルのパチンコに強いてきたのが日本のギャンブル界である。他方、韓国では国(文化体育観光部)が主導して、ソウルオリンピックを契機とした跡地利用やスポーツ・文化行政との融合、適切な大小の規制を併用して、ギャンブル政策を運用してきたといえるが、逆に不法賭博を蔓延らせる要因ともなっており状況に応じた規制緩和も不可欠となろう。ギャンブル政策に正解はなく、常に模索を続ける必要がある。

キーワード

組織拡大, 内国人と外国人, 一元化, 包摂化されたギャンブル, 規制と緩和

はじめに

フランスの社会学者で哲学者でもあるロジェ・カイヨワは、「人間は生来遊びが好きで、遊びは人生に欠かせない活動であり、生活に潤いをもたらす」と、その著書の中で述べている。ここでは、遊びの基本的定義が記述されており、遊びとは、①自由な活動、②隔離された活動、③未確定な活動、④非生産的活動、⑤規則ある活動、⑥虚構の活動であるという(カイヨワ 1990: 40)。すなわち、これらの定義はいずれのレジャー活動にも合致する側面があり適切な指摘といえる。

こうした定義をふまえた「遊び」は大小含めると

無数に存在すると考えられるが、日本の場合、合法ギャンブルについては国関与の下で適切な運営がなされてきたといえる。また、OECD諸国の大半で実施されているカジノについては、長期にわたって議論がなされてきたが、2016年暮れ、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(通称: IR推進法)が成立したことにより、将来的にカジノが解禁される可能性が高まった。日本では戦後に複数のギャンブルが根拠法などに依拠して成立してきたが、いずれも売上のピークは過ぎているものの、売上総額は依然として高く推移しており、2015年も約29兆円となっている([公財]日本生産性本部 2016: 118-119)。

カジノに対しては、既存ギャンブル同様に、以前から「財政など経済効果に資する」とする待望論と「ギャンブル依存症など人的・社会的負荷に影響する」とする反対論が常にあり、今後もその動向や施策を注視する必要があるが、それ以前の問題として、既存のギャンブルの総括を丁寧に行う必要がある。

ここにカジノが加わるとどうなるか。市場規模はそのまま単純にパイの争奪戦になるのか、それともカジノ導入によって市場規模が拡大するのか。不透明な情勢といえるが、少なくとも既存ギャンブルの現状と課題を把握することは可能であろう。これまで個々のギャンブルの現状課題を提示した研究は少なからずあったが、国際的な比較に基づく研究の手薄感は否めない。

本稿においては、文献サーベイ・統計データ・フィールド調査に基づく方法により、日本に多くの影響を受けて存在したギャンブルが多く、また既にカジノが先行導入されている韓国との比較を通じて、日本ギャンブルの現状と課題を把握して来るべきカジノ導入など今後のギャンブル選択肢の増加に対処する方策を提示する。ギャンブル市場は未だに大きいことは確認できるが、関連政策、ギャンブル愛好者の行動は、必ずしも明示、可視化された環境にはなく、いわば潜伏化した課題解決に向けて、本稿が日本ギャンブル政策に、もたらす社会的意義は大きいと考える。

第1章 日本ギャンブルの概要

1.1 日本のギャンブル体系

1.1.1 既存ギャンブル体系

裏カジノ、野球賭博、麻雀賭博など、違法ギャンブル（不法賭博）に付随する犯罪がニュースを賑わせることが多いが、そうした非合法のギャンブルに参加せずとも、合法的なギャンブルが多数存在している。大別すると、「公営」と「私営」とに分類が可能である。

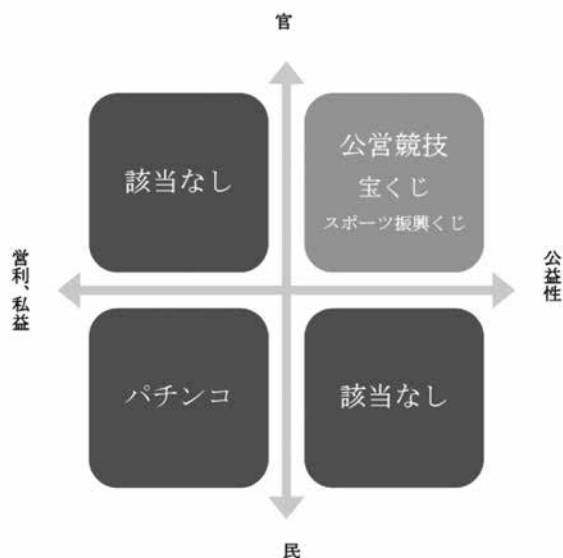
公営ギャンブルを主に形成する「公営競技」とは、「自治体や国（特殊法人）によって、徴税とは異なる

手法により、広く公益性ある財源獲得目的で実施・運営され、収益事業の対象として独立採算を原則として開催されるスポーツ競技」と定義できる。これは合法賭博の施行権が自治体・国という「官」（公営）に限定されていることに依拠する。

公営競技としては競馬、競輪、オート、競艇（ボートレースという呼称だが本稿では競艇とする）の4種があり、他に、宝くじ・スポーツ振興くじも含めることができる。宝くじ・スポーツ振興くじも公営競技同様に、特別に制定された根拠法（「当せん金付証券法」、 「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」）により合法化されており、公営ギャンブル全体を俯瞰すると、日本において「官」（公営）が運営しているギャンブルには、実に多くの国民が参加しているといえる¹。

他方、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下、「風営法」）の下で「賭博」ではなく「娯楽」とされ、その運用実態（景品の換金化に付随した循環過程）からすれば、グレーゾーンにあるパチンコ（スロットを含めて以下、パチンコ）だが、公営競技にみられる直接的な根拠法はない。しかし、「合法」とされる「枠組み」があり、パチンコも「民」（私営）による「私営ギャンブル」と定義できる。前者は「官」主催の下、公益性を追求し、後者は「民」主催の下、営利を追求する（図表

図表 1-1 日本のギャンブル体系



出典：筆者作成

1-1)。

1.1.2 方向性の変容

しかしながら、近年、両者共に状況は明らかに変化している。公営ギャンブルの方向性として、公益性を重視することは当然であるが、営利の追求も不可欠となっている。そのため、売上低迷による、施行者の撤退、事業廃止が目立っている。

他方、私営ギャンブルは営利のみを追求してきたが、東京都遊技業組合の「社会貢献キャンペーン」ポスターにみられるように、最近では「営利のみ」ではないPR、具体的活動が不可欠となっている。本来であれば、社会貢献の必要性はないはずだが近年

の売上減少、ギャンブル依存症の代表格として取り上げられることも多いパチンコに公益性を入力することにより、イメージアップを図る目的であろう。「イメージ悪化は更なる売上減少につながる」という予測に立脚した業界行動であるといえる²。

つまり、近年のギャンブル政策は官民共に公益性が求められ、利益追求も不可欠であり、共通項がある。成熟社会において、一般企業のCSRにみられるように利潤追求のみならず、社会貢献等の付加価値が必要な時代となっていることは間違いない（福井2016：5-6）。なお、日本ギャンブルの基礎的事項を図表1-2に整理した。

図表1-2 日本ギャンブルの基礎的事項

区分	監督官庁	施行者	開始年 (根拠法制定後)	根拠法
中央競馬	農林水産省	特殊法人JRA (日本中央競馬会)	1948	競馬法、日本中央競馬会法
地方競馬	農林水産省	地方自治体	1948	競馬法
競輪	経済産業省	地方自治体	1948	自転車競技法
オートレース	経済産業省	地方自治体	1950	小型自動車競走法
競艇	国土交通省	地方自治体	1952	モーターボート競走法
宝くじ	総務省	都道府県知事、特定市首長	1945	当せん金附証票法
スポーツ振興くじ	文部科学省	(独法) 日本スポーツ振興センター	2000	スポーツ振興投票の実施等に関する法律
パチンコ	警察庁	民間事業者	1948	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

出典：福井（2016）を参考に筆者作成

1.1.3 IR法案成立過程にみる利益誘導

スポーツ振興くじを除いて、どのギャンブルも歴史は古く、現在の根拠法・法的枠組みにとらわれなければ、競馬・宝くじ・パチンコについては戦前から存在している。

根拠法に基づく既存ギャンブルは戦後に成立したが、カジノについては、具体的にいつ頃から議論がなされてきたか特定することは困難である。構想自体は1972年の沖縄返還の際に沖縄限定のカジノ構想があったとされるが、政策的に表出したのは2002

年とされる。具体的には当時の与党であった自民党本部において、「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」の第1回総会が開催されたのである。この議連には自民党議員130名が登録され、当時からカジノに対する期待は政権内部に存在していたことを如実に表している（大川・佐伯 2011：231, 238）。

しかしながら、政権交代やカジノ反対論の高まりなどを受けて、カジノ論争は浮沈を繰り返してきたが、絶対多数を維持する政権下で、ようやく2016年

に前述した法的枠組みが成立して、今後はカジノ解禁に向けて運営など施策に関する具体的な議論（実施法案）が始まることになった。議員は利益誘導も仕事のひとつであろうが、公営競技など既存ギャンブルの反省もせず、単にカジノ誘致に手をあげる自治体、企業などに配慮する国会議員の存在があることは看過できない³。

1.2 競艇にみる参加形態の変容

ギャンブルの近年のトピックといえば、「どこでギャンブルに参加するか」という点である。宝くじ・スポーツ振興くじは「購入時」と「当選確認時」という2つの時点が重要であるが、他のギャンブルにおいては、従来から「完全滞在型」を基本としている。

「完全滞在型」のパチンコは営業時間も長く、それが売上に貢献していることは間違いないが、「一部滞在型」の中央競馬のように時間が短くとも、公営競技内では売上トップであることを鑑みると、長い滞在のみが売上増加につながらないことが明らかとなった。短時間であっても投資をさせる仕組み、仕掛けの重要性がうかがえる。

「一部滞在型」かつ「アクセシビリティが低い（必ずしもアクセスが芳しくない）」、公営競技にとっては公営ギャンブル内でのネット導入の動き（たとえば、インターネット投票など）は少なからず売上動向、ギャンブル参加者行動に影響を与えるはずであり、「公営・私営ギャンブル」という国内での顧客獲得、売上確保は今後も厳しさを増すことが予想される。

そうしたなかで、競艇の売上データからは近年の参加者動向の示唆が得られた。

2011年度以降の（一社）全国モーターボート施行者協議会HP、「競走場・場外発売場別売上一覧」によれば、「①本場・②電話・③場外」の売上順だが、それほど各数値の差はない。具体的に、総売上に占める割合は、2014年度のデータによれば、本場：37.8%、電話：36.5%、場外：25.7%となっており、必ずしも、レース場に足を運んでいない者も相当数を占める。他方、（一社）全国モーターボート施行

者協議会HP、「競走場別発売形態別売上金額等一覧表」の2010年度以降では、場間場外売上（近年のメインストリームである複数場発売）が最も多く、本場における眼前のレースよりも場外のレースへの積極的投票姿勢がうかがえる。公営競技は「滞在型」としたが、本場でレースを観戦しながら投票するスタイル「完全滞在型」から、遠隔地・自宅などからインターネット・TVを通じた観戦をして、投票するスタイルの「一部滞在・非滞在混合型」へと変容したとみられる。

考察したように、少なくとも公営競技導入当初の「本場投票」という参加形式は最早、一形態に過ぎず、工夫によっては郊外に立地するレース場であっても売上向上が容易となったことは間違いない。完全滞在する必要があるのはパチンコのみであり特殊なケースを除いて、滞在すれば投資額も増加することはまちがいない。

第2章 韓国ギャンブルの概要

2.1 韓国のギャンブル体系

2.1.1 多様なギャンブル

日本の他に公設公営方式におけるスポーツギャンブルが行われているのは、世界的にも、韓国のみである。そこで、本章では韓国のギャンブル概要を見ていくこととする。

韓国ギャンブル全体としては、競馬・競輪・競艇・闘牛（以上の4競技は日本の公営競技に該当）・宝くじ・体育振興投票券（日本のスポーツ振興くじに該当）、カジノの合計7種類の政府公認ギャンブル（以下、公認ギャンブル）が存在する。また、パチンコも存在したが2006年に廃止されている（若宮 2010）⁴。複数のギャンブルが存在している点については同様であるが、内容についてはかなり差異があるといえる。

たとえば、体育振興投票券については日本ではサッカーのみを賭けの対象としているが、韓国では他にも野球、ゴルフ、相撲など多数の競技を対象として多様性があり、法理念からケアに至るまで、その施策展開においても差異がみられる。以下では福

井（2016：45-46）に依拠して考察する。

2.1.2 ソウルオリンピックを契機とした勃興

日本同様、最も古くから行われているのは競馬である。消滅していた時期もあったが、紆余曲折を経て、1962年の軍事革命によって韓国馬事会法が発令され再開、韓国公営競技の起点となった。

競輪は1994年にソウルオリンピック自転車競技場の跡地、競艇は2002年にソウルオリンピック漕艇場施設の跡地を利用して開始された。更には、ソウル競馬場もソウルオリンピック馬術競技場として建設された経緯を持つ。すなわち、韓国の公営競技は競馬の歴史はあるものの、基本的にはソウルオリンピックを契機に誕生、発展してきたといえる。

ソウルオリンピックを契機に誕生した韓国競艇は、美沙里競艇場を利用して行われている。ソウル特別市郊外の京畿道河南市にある美沙里競艇場は、蚕室自転車競技場同様、元々はアジア大会（1986）、ソウルオリンピック（1988）のボート競技場として建設されたが、大会終了後目立った利用がなく、競技場には維持管理に莫大な予算が投入されていた。その後、運営主体である「国民体育振興公団」によって本格的な検討が行われた結果、施設を活用して、競艇事業を行うことが最善であるという結論に至り、1991年の競輪・競艇法制定・公布を経て、2002年から競艇が開催された⁵。競輪と同様に開始にあたって、日本の競艇の訪問・視察も行われ、日本の競艇関係者（元選手など）が積極的に関わって開催に至っている。レース場はソウル中心部から1時間ほどの場所にあり、日本同様、本場とは別に複数の場外発売所がある⁶。

すなわち、オリンピック開催以前には跡地利用計画などが具体化されておらず、有効利用の為に事後的にギャンブル政策を充当させた経緯があるが、いずれにしてもソウルオリンピックが韓国公営競技の勃興の契機と確定できる。

2.2 韓国のギャンブル規制とケア

2015年、日本でも活躍した韓国のプロ野球選手が、「マカオにおけるカジノ賭博額が娯楽レベルを

超えた」として、「海外遠征賭博容疑」で逮捕・起訴された。韓国も日本同様に賭博は原則禁止されている。しかしながら、国外で行った合法賭博に対して「娯楽レベル」を指摘されたことで、いかにギャンブルに対して厳格な国であるか、また国によってギャンブルに対する許容尺度の差異があるかを端的に示した事例である。

日本では毎日の様に、どこかのレース場で競艇が行われているが、韓国では後述する「総量規制」などに関連して、当初から曜日を限定して開催している（現在：水・木）。

また、他の競技も曜日限定としており、各レースの購入額も1レース、10万ウォン（約1万円）に限定することで過度な売上向上を目的とせず、背後にあるギャンブル依存等の問題に配慮していることがわかる。売上向上に収斂して、毎日のように開催すれば売上向上も見込めるが同時に経費も発生する。「開催すれば儲かる」という前提に立脚している日本の開催経費が多く計上されることは自明であり、その点からすると、韓国のギャンブル政策は効率的に運営されているといえる。

このように、韓国ギャンブル最大の特徴は、ギャンブル事業を統合的に管理、監督、規制、取り締まり等を行っていることである。ギャンブルによる弊害を最小化し、賭博中毒予防及び治癒活動を強化することを目的として国家機関である国務総理所属下に、「射幸産業統合監督委員会」を2007年に発足させたことは、それを如実に表す事象である⁷。

「射幸産業統合監督委員会」法第5条（委員会の機能）で定められている「射幸産業総量制」とは、公営ギャンブルの営業場数や売上額の規模等に関して総量を決めて規制しようとするものであり、過度に射幸性（ギャンブル性）が高まるのを防ぐことを目的としている。具体的には、7つの公認ギャンブルごとの売上総量を毎年定めるもので、公認ギャンブル全体の総売上高は、毎年のGDPの0.58%以内にとすることとなっている（〔一財〕自治体国際化協会（2014：1, 9, 10, 41））。これは単にギャンブル依存症を防止するというのみならず、総量規制をかけることにより、多様なギャンブルの「共存

共栄」を可能とする、好事例であるといえる⁸。また、依存症対策は、事業者による依存症対策からスタートしており、①韓国馬事会のユーキャンセンター、②国民体育振興公団の競輪・競艇中毒予防治療センター、③江原ランドのKLACCがある（前原2016：61-62）。こうした組織が当初から設置されてケア対策も網羅されている。

2.3 韓国ギャンブルの諸相(1)

また、韓国ギャンブルの特徴として、長期的展望に立脚した、施設建設・運営を展開している点あげられる。2006年にオープンした、収容人員30,000名の「光明ドーム競輪場」は世界最大の自転車競技場という側面だけではなく、各種イベント施設としての使用も可能であり、場外にもスケート場や植物園を配しており、レジャー施設としての、機能を多く内包している。このように当初から「多機能施設」として設置することにより、競輪に興味のない層を取り込むことが可能となるだけでなく、結果的に

は競輪ファンを増加させる可能性を高めることにつながるのである。

韓国の公認ギャンブルも日本同様に国などへの上納金が発生する。山田（2001：99）は、「韓国は日本のように交付金名目で特殊法人や監督官庁が売上金の一部が控除される仕組みとは異なっている」と指摘しているが、この指摘は必ずしも正しくない。表向きの交付金名目でなくとも、取得金のなかから、後述するように、国民体育振興公団などがしっかりと「召し上げる」仕組みとなっている。すなわち、「公認ギャンブル」など官が絡むギャンブル事業においては必然的に組織が拡大するため、国などへの交付金・上納金は必須である。

カジノについては、後述するが、次節以降の考察を深めるために、韓国のギャンブルを以下にまとめた（図表2-1）。競馬、宝くじ、カジノの歴史が古く、文化体育観光部と国民体育振興公団が主となってギャンブル政策が展開されている。

図表2-1 韓国ギャンブルの基礎的事項

区分	監督官庁	施行者	開始年 (根拠法制定後)	根拠法
競馬	文化体育観光部	韓国馬事会(KRA)	1962	韓国馬事会法
競輪	文化体育観光部	国民体育振興公団, 地方自治体	1994	競輪・競艇法
競艇	文化体育観光部	国民体育振興公団	2002	競輪・競艇法
闘牛	農林畜産食品部	清道公営事業公社	2011	伝統闘牛競技に関する法律
宝くじ	企画財政部	企画財政部	1945	宝くじ及び宝くじ基金法
体育振興投票券	文化体育観光部	国民体育振興公団	2001	国民体育振興法
カジノ	文化体育観光部 済州特別自治道 産業通商資源部	民間事業者 第3セクター	1961	観光振興法 済州特別自治道観光振興法 廢鉱地域特別支援に関する特別法
パチンコ	2006年に文化体育観光部が主導して廃止される。			

出典：(一財)自治体国際化協会(2014)、福井(2016)、若宮(2010)を参考に筆者作成

2.4 韓国ギャンブルの諸相(2)

2.4.1 スポーツ政策等との関連

韓国のギャンブル政策を考察する上では、スポーツ政策との関連も看過できない。近年、女子ゴルフ界においては韓国人選手の台頭が際立っている。日本の大会のみならず、国際的な大会においても上位を席卷しており、個人能力の高さのみならず、国の強力なバックアップ、サポート体制のあることが容易に想像できるが、韓国はもともとスポーツに対する関心は高くない国民性であった。

韓国におけるスポーツ・レジャーに対する一般国民の関心は、1986年アジア大会と1988年ソウルオリンピックの終わった時からである。すなわち、個々人の健康に対する関心の高揚、余暇時間の増大等によって、レジャーやスポーツ活動に対する国民の欲求は高まってきたといえよう。特に、職場の勤労環境の改善や高額な報酬、余暇時間の増大などにより一般の人々の社会的地位は向上されて、レジャー・スポーツ活動は自己実現や健全な余暇活動の一手段として認識されたのである。このような社会的背景は、いままでエリートスポーツ政策を中心としてきた韓国のスポーツを大きく転換させる契機となり、例えば国民の余暇の過ごし方や健康増進に役立つスポーツ政策へようやく向けられるようになった(黄, 徐 2000:22)。すなわち、韓国において、スポーツやレジャーは一部の国民のみが享受する風土・文化であったといえるが、規模の大きなスポーツ大会の開催によって漸く一般国民もスポーツを楽しめる環境が整備されるようになったのだ。

韓国における初めての本格的な体育・スポーツ法として、1962年に制定された国民体育振興法がある。この法律は「国民体育を振興することにより、国民の体力を増進するとともに健全な精神を涵養し、あわせて明朗な国民精神を営為すること」(同法第1条)をその目的とするものであり、その法案審議時点における審議では、「国民体育の向上は国家百年の大計に属するものであるが、(中略)その実現に必要な法的な根拠がなく、したがって施策の根源を見だしにくい」(国会議事録)点を改めることに法案提出主旨の力点が置かれた(徐 1993)。

前述したように、韓国のスポーツ政策は、競技力向上に関する施策を中心に展開されてきたが、徐々に生涯スポーツやスポーツ産業に関する施策が導入されつつある。同法の主な特色としては、体育、競技団体など用語の定義(第2条)、行政と体育関係団体との協力(第6条)、ドーピング防止活動(第15条)などが定められているなかで、余暇体育(スポーツ)振興の中に、第16条に競艇、競馬、競輪などの公営競技を含めている点である⁹。これは、スポーツ財源確保の一環として、ソウルオリンピックを契機に設立された国民体育振興公団(以下、振興公団)が管理運営する国民体育振興基金を、宝くじなどと共に形成することの根拠となっている。具体的には、たとえば体育振興投票券は収益金の80%、競艇・競輪事業の収益金の40%がそれぞれスポーツ財源として配分される。

このように、韓国スポーツ財政に対しては、体育振興投票券、公営競技等の多様な財源が確保されており、これらを振興公団が一元的に管理運用していることから、各競技で個々に振興組織が構成される日本でみられるような助成先の「重複」はみられないはずである(文部科学省 2011「韓国のスポーツ政策の基本制度」、福井 2016:41)。

他方、日本の体育・スポーツ政策は、1961年に制定された「スポーツ振興法」(以下、振興法)をベースとして、2011年に「スポーツ基本法」(以下、基本法)として全面的に改正されて運用されている。振興法においては、1964年の東京オリンピック開催を控えて、施設整備などスポーツ振興に関する基本施策を明らかにすることが重要視されたが、改正された基本法においては、トップアスリートへの支援と地域スポーツの活性化をスポーツ振興の両輪として位置づけており、障がい者スポーツ支援など、新たに明記された点が多いことや、目的において、国及び地方自治体の責務を明らかにした点も注目すべきである。

韓国の国民体育振興法は1962年に制定されているが、日本の類似法もわずかに1年先行しているのみである。それも差し迫ったオリンピックを控えて制定されたものであり、オリンピック開催が確定し

ていない時期に韓国が、こうした法律を整備していたことは日本と比較すると、スポーツ政策に関しては、むしろ先進的であったといえる。

また、韓国と異なるのは、そうしたスポーツ振興や施策を、いかなる財源で充当させるのか具体的には明記されていない点である。振興法においては、第4章で、基本法においては、第5章でいずれも、「国の補助等」として規定されているが、この個所に関連して大きな変化はみられず、国から地方自治体への補助、地方自治体からスポーツ団体への補助が漠然と記述されているのみである。

図表2-1で示したように、韓国においては主として「文化体育観光部」がギャンブル政策の監督官庁として、競艇・競輪といった公営競技はもとより、「韓流ドラマ」などによる「文化の拡散」をはじめとした、「文化の充実」を旗印に、正に文化・スポーツ・観光のそれぞれのセクショナリズムを取り払った横断的な施策展開がなされている。これは、換言するとギャンブルを文化に包摂している。日本の省庁や施策内容から置換すれば、文部科学省・経産省・国交省を複合させたものといえ、韓国のような政策形成は極めて困難である（福井 2016：61）。

2.4.2 韓国カジノの変遷

他方、日本に先行して導入されているカジノについてみていこう。

近年のアジアにおける、カジノで最も注目されているといえるのが、シンガポールである。従来から、観光政策に積極的であったシンガポールがIRに基づくカジノを設置して以降、観光客数、GDPなど多大な経済効果をもたらしている。

韓国カジノは、シンガポールカジノができるまで、マカオとともにアジアのカジノ拠点を形成してきたといえる。しかし、インパクトの強い立地、建築物や他の観光施設との融合などもあり、現在はシンガポールの後塵を拝することとなっている¹⁰。

韓国カジノの歴史は古く、1965年に外国人専用カジノとしてスタートしたのが始まりである。これは朝鮮戦争後の復興が目的であり、日本の公営競技が戦後復興を目的とした点と類似しているが、政府の外貨獲得に向けた苦肉の策であった。しかし、導

入してみると韓国のカジノは、観光産業発展など多大な貢献をしてきた。現在、国内には17か所のカジノがあり、うち16か所が外国人専用で1か所は外国人も韓国人も利用可能な共用となっている。別の言い方をすれば、韓国人が利用できる唯一のカジノがあり、それが2000年にオープンした江原ランドである。

マネジメントは、外国人専用カジノが私企業による運営で国の許可制であるのに対して、共用カジノは半官半民による運営となっている（山田 2001：101）。外国人専用カジノ客は、1990年代などは日本人が大半であったと考えられるが、近年は後述するように中国人の比率が高まっている。しかし、後者はソウルから離れていることや、韓国人で盛況であることから外国人の利用は、きわめて少ない。

ギャンブルに対して厳格な韓国であるが、競争原理が機能していない点を重く見て、カジノ開催権を韓国観光公社（1962年に設立された韓国の観光事業開発を行う公社である。主に国内観光産業振興や、外国人観光客誘致の他にカジノ事業も行っている）に与えて、その後カジノが増加することとなった。他方、済州には8つのカジノが立地しているが、日本の特区と似通った仕組みの済州特別自治道の済州特別自治道観光振興法に基づいて国に代わって監督・管理されている。

また、江原ランドのある江原道は石炭の産地であったが衰退し、1995年に廃炭地域の復興対策法が制定されたことにより公設公営方式により、2000年に開業した。江原道には、2018年冬季オリンピックの開催地でもある平昌もあり、連動した投資が見込まれて、国をあげて地域復興に尽力していることがうかがわれる（大川・佐伯 2011：199-201）。

韓国カジノにおいては、マネジメントに関連して形式の差異はあれ必ず国や自治体に関係している。日本・韓国に共通しているのは、戦争・廃鉱などの「負の事象」やオリンピックといった「イベント」を契機として、復興財源確保、開催関連財源確保、跡地利用などの名目でギャンブルが勃興している点である。

2.5 韓国現地踏査

韓国の競艇場・カジノを踏査・目視観察し、韓国ギャンブル政策の特性を、定性的に把握するとともに差異や類似性について整理した。なお日本の現地踏査（2017年）もふまえる。

・現地踏査（2014年11月、筆者が所属していた申研究室にて実施）

①美沙里競艇場

オリンピック競技場を踏襲利用していることから内装、施設も簡素であり、無駄がない。導入当初（2002年）にも訪れたが、日本にみられる大幅な施設改善は行われていない。日本の公営競技場が過度に施設を拡大・更新した結果、売上減少に伴って動線を縮小させる（一部フロアー、ホールの利用停止など）傾向であるのと比較すると、韓国は合理的な施設運営がなされている。本来、使用されていた施設が利用不可となるのは、外見上印象も悪く、購買意欲の減少にもつながりかねない。日本と共通しているのは、来場者の属性である。高齢男性が圧倒的に多い。

②カジノ（セブンラック）

韓国観光公社の子会社が運営しているカジノで、交通至便なソウル市内のホテルの一部を使用するオーソドックスな立地であるが、客層は限定されている。圧倒的に中国人が多い。どのゲームコーナーに行っても中国人ばかりである。近年の訪日観光客の1/4も中国人であり、どこに行っても中国人は多い印象であるが、客層（国籍）の偏りは「入りづらい」との向きもあるはずだ。

カジノはソウル市内の各ホテルとも提携しており、筆者が宿泊した、カジノと離れたホテルの客室には、サービスを含んだカジノ案内が置かれており、韓国のカジノ政策に対する力の入れ様が見て取れる。過去に訪れた歴史のあるシェラトンウォーカーヒルと比較すると、交通至便であるが敷居は低く、時期的な差異もあるが日本人比率が大幅に減少した印象である。

現地調査をふまえると、①施設の合理的運営がなされていること、②客層が限定的であることが特徴として整理できる。

2.6 組織一元化による効率性確保

日本の場合、各ギャンブルにおいて多様な、組織形成がなされているが（福井 2016）、図表2-2で示したように韓国においても、公正な事業実施のため、必然的に組織は拡大する傾向にある。韓国の場合、図表2-1にみられたように文化体育観光部が中心であり、傘下の振興公団がギャンブル政策のメインの組織であることは間違いない。以下の文章から、振興公団の立ち位置が明確となっているといえよう。

図表2-2 国民体育振興公団の沿革（抜粋）

年	主な事業
1989	国民体育振興公団 設立
1990	韓国体育産業開発(株) 設立
1993	韓国スポーツTV(株) 設立
2000	体育振興投票券事業団 発足
	競艇運営本部 発足
2001	体育振興投票券 発売
2002	競艇 初開催
2003	競輪・競艇クリニック（依存症対策）開院
2004	ソウルオリンピック美術館 開館
2006	光明ドーム競輪場 開設

出典：KSPO（国民体育振興公団）HP

<http://japanese.kspo.or.kr/?menu=387>

「振興公団は、競輪、競艇、体育振興投票券などの基金造成事業を通じてつくられた国民体育振興基金を国民の健康と体育活動を通じた生活レベル向上に向け社会に全て還元することで、公企業として社会的責任を果たして来ました。（中略）いつでもどこでも楽しく運動できるスポーツ環境が造成されるその日まで、全国民が健康で幸せになれるその日まで」（振興公団KSPO理事長、挨拶文）。

すなわち、国民体育振興法でも謳われていたように、一部のエリートのみならず、全国民がスポーツを楽しめる環境となることを目指した存在意義があり、ほとんどのギャンブルが本公団を通じた助成を行っていることから、役割や金の流れの可視化が容易な環境であるといえ、ソウルオリンピック美術館開館にも寄与していることからギャンブルと美術な

ど、様々な文化との融合を実践、展開している。

第3章 日韓ギャンブル、近年の課題

3.1 日本ギャンブルの課題

3.1.1 「マクロ」の課題

日本のギャンブル政策は、戦後に手探りの状態でスタートしたが、福井（2017）で指摘したように、導入後の早い時期から、レジャーの1つとして容認され、必要悪としての役割も担ってきた。しかし、レジャー空間の多様化などにより過去と比較すれば、その役割は縮小したといえる。

近年の政策課題としては、以下の3点に集約できる。

- ① 日本には公営・私営ギャンブルが存在しており、方向性・目的は異なっていたはずであるが、景気低迷やギャンブル参加形態の変容などもあって、類似した方向性・目的となっている。すなわち、いずれのギャンブルも利益を追求すると同時に社会貢献が求められるのである。
- ② 従来からギャンブル大国として選択肢が多かったが、2016年の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（通称：IR推進法）の成立によって、カジノ解禁の可能性が高まった。しかしながら、既存ギャンブルの問題点の指摘が具体的に国民レベルで、なされることはなかった。公営競技については、1979年が最後であり、宝くじ・スポーツ振興くじについては全くなく、パチンコについては個別に問題点の指摘があったにとどまる。
- ③ ②と関連するが、参加者にも目を向ける必要がある。これまでないがしろにされてきた、過度な各ギャンブルへののめり込み、すなわちギャンブル依存症対策である。これについては、主としてパチンコにおいて実践されてきた。

私営ギャンブルであるパチンコについては、その売上額や参加形態が示しているように参加者も賭け金も多いことは間違いない¹¹。近年こそ、社会貢献を謳うようになっているが、あくまでも私企業による運営であり、パチンコに起因した社会的トピック

となりうる事件（たとえば、車内放置による子供死亡事件、パチンコ店内における自殺事件、業界全体の巨額脱税）が多発したこともあって、依存症対策も公営ギャンブルに先行して実施してきた歴史がある¹²。

3.1.2 パチンコ業界の依存症対策の歴史

2000年以降、日本においても、ギャンブルをはじめとする依存症に関連した回復施設、自助グループや介入機関が民間レベルで散見されるようになったが、業界起点の依存症対策を行うケースは稀であり、現状においてパチンコ業界にしかみられない。

佐藤（2010：232）が指摘している「リカバリーサポートネットワーク：依存症対策機関」（以下、RSN）は、そのひとつである。RSNは、パチンコホールの全国組織である全日本遊技事業協同組合連合会（以下、全日遊連）が2003年に組織内部で発足させた「依存症研究会」の議論から設立された¹³。パチンコ業界自らが、率先して依存症問題に取り組み、社会に役立つサービスを提供するため、2006年に第三者機関パチンコ依存問題相談機関「リカバリーサポートネットワーク」が設立された。2013年、認定特定非営利活動法人となり、より公益性の高い活動を目指して活動を行っている。具体的には、パチンコへの過度なめり込みに焦点を当て、早期介入のシステムの必要を提唱して、電話相談による早期介入と問題からの回復支援を目指して活動を行っており、事務所は沖縄にあり、あくまでも電話相談を原則とする（リカバリーサポートネットワークHP）。

こうした業界関連団体が、自らの負の事象を認め、相談機関を設置した点は大いに評価できる。しかしながら、RSNが沖縄に立地して電話相談に限定していることや（ハンディキャップのある場合などはメール対応可能）、実際の介入については他機関（たとえば、精神保健福祉センターなど）で行うことが前提となっていること、相談件数など数値データも非開示であるなど、依存症の緩和などに向けて、どれだけ実効性があるのか不明である。また、パチンコ業界が率先して、依存症対策に取り組んだといっても2003年以降であり、ギャンブル依存症へ

の対応の遅さは厳然たる事実である。パチンコは年間売上30兆円を超えることもあったが近年は右肩下がり傾向にある。すなわち、パチンコ売上減少期と依存症対応への取り組みは、ほぼ時期を同じくしているといえる。

3.1.3 公営競技界のラディカルな反応

一方の公営ギャンブルは、財政貢献、社会貢献といった公益性を背景として、売上増は財政貢献、社会貢献に役立つというプロパガンダを先行させて、関連する負の事象（たとえば、レース場における騒擾事件や施行者による不正投票事件など）もあるが、あくまでも隔離された空間内の事象として処理されて、重要視されるべき依存症対策についても、全く手をつけてこなかった。

しかしながら、前述したIR法成立によって、状況は急変している（これをラディカルな反応と定義した）。2017年度以降、各競技においてこれまで全くといってよいほど、みられなかった、「ギャンブル依存症」の対策らしきものが散見されるようになった。

以下は、最近の競艇の告知（HP）である。

「これまでボートレースは自分の考えで楽しめる健全な知的ゲームとして、多くのお客様に親しまれております。末永くボートレースをご愛顧いただくためにも、無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみいただきたいと考えております。そのためにボートレース平和島では、ギャンブル依存症対策として相談窓口を設置いたします。勝舟投票券の購入にのめり込んでしまうなどの不安がある方に向けて、相談窓口を設けておりますので、不安のある方は下記までご連絡ください。」

上記の告知文の後に、レース場の「依存症相談窓口」とされる電話番号、対応時間は「開催日のレース実施中に限定される」旨が記述されており、全国精神保健福祉センター一覧と（独法）国民生活センター：多重債務相談窓口へのリンクが貼られている（ボートレース平和島HP, 2017/6/29ニュース）。

競艇については、平和島のような実際にレースを開催する場所（本場）の他にも、ボートピア・ボートレースチケットショップなどの場外発売所がある

が、同じような時期に一斉に同様の告知がなされており、明らかにIR法を念頭にした対策であるといえるが、ここで注目すべき点が2点ある¹⁴。

まずは、「健全な知的ゲーム」という文言である。これは他の公営競技などにも適用できる側面であるといえるが、あくまでも「ギャンブル」ではなく、「ゲーム」としているスタンスが前提となっている。次に、全国精神保健福祉センター一覧と（独法）国民生活センター：多重債務相談窓口へのリンク（インターネット）が貼られている点である。これは、「ギャンブル」ではないが、結果的にギャンブル依存症という精神疾患となり、多重債務に陥るケースがあることを示しているだけではなく、「相談窓口」は設置したもののレース非開催時の対応などを補完する意味合いがあると考えられる。この窓口設置によって、どこまで依存症対策の実効性が担保されるか未知数であり、主催者には適切な情報開示（たとえば、一定期間の相談件数、内容など）が求められる。また、競輪においては、「競輪は適度に楽しみましょう」地方競馬では、「ほどよく楽しむ大人の遊び」という文言を出走表やレース案内に掲載するようになり、遅まきながら公営競技においても依存症対策がなされるようになってきたといえるが、宝くじ・スポーツ振興くじにおいては、そうした措置はとられておらず、ギャンブル、監督官庁の差異による温度差があることは否めない。

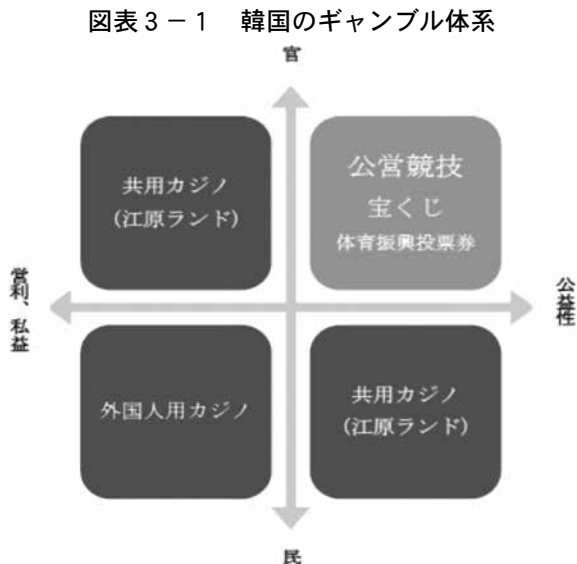
3.2 韓国ギャンブルの課題

3.2.1 カジノにみられる課題

最近では、郊外に設置した江原ランドにおいて、依存症状態に陥る者が増加して周辺の質屋が繁盛している状況である。日本でも、カジノ導入に向けてギャンブル依存症対策が議論されることが多いが、対策の困難さを如実に示しているといえよう。従来、韓国では外国人向けにカジノを開放してきたが、国民の需要にも対応する形で韓国人専用のカジノを郊外に創設した。しかし、ここでは外国人向けのソウルや釜山におけるカジノとは異なり、特段の対策を施さなかったのか、質屋に出入りするギャンブル依存症患者と思しき韓国人が多い。ギャンブル

とはいえ、事業である以上、収益を上げる必要があるものの、それに収斂すると、事後的に生活困窮者などを多く発生させて、社会的コストが高む可能性がある。

これまでみてきたように、韓国のカジノは多様な体系下で存在しており、明確に区分けすることは困難であるが、日本のマトリックスに基づいて、韓国のギャンブル体系を整理した（図表3-1）。唯一、韓国人利用可能な江原ランドの区分けが困難であったが、半官半民で運営されており、公益性・私益共に求められることから、以下の様に記述した。



出典：筆者作成

3.2.2 不法賭博問題

韓国の場合、ギャンブル導入当初から、事業者に対する規制や参加者に対するケアの施策を充実させたことにより、一見すると、課題が見えづらくなっている。事業者や参加者に対する施策は微妙な強弱なり、マイナーチェンジで対応可能であると考えられるが、厄介であるのは、厳格な規制の下で必然的に横行する、「不法賭博」である¹⁵。

2012年のデータによれば、政府公認ギャンブルの売上総額が19.5兆ウォン（約2億円）であるのに対して、不法賭博の市場規模は75.1兆ウォン（約7億5千万円）であるということから、約4倍もの巨大な市場が存在することがわかる（九弁連大会2016）¹⁶。

日本の不法賭博市場はあくまでも推計であるが、合法ギャンブル同様に1980年代後半に拡大してピーク時には6,000億円を超える規模であったとされるが、その後は減少傾向にあり2004年には1,000億円程度にまで縮小したという（門倉HP）。金額のみを比較すると、日本の不法賭博市場も巨大に思われるが、パチンコの売上だけで未だに23兆円近くある日本においてはそれらの市場はきわめて小さいといえる。韓国のように、合法賭博よりも不法賭博の市場規模が大きいという「逆転現象」は不法賭博業者や水面下のギャンブル依存症患者の増加を招いていることはまちがいない、規制をするのみでは、すべてうまくはいかないことの証左である。

第4章 分析と考察

これまでみてきたように、日本は韓国と比較してソフト・ハードの政策両面において後塵を拝している状況にある。それでは、韓国の政策から、日本にも活用できる発見とは何であろうか。以下で記述する。

ギャンブル事業は、厳格に公正な原則を遵守している側面がある。すなわち、「賭け金＝事業に要する費用、天引きされる金」が等しくなるゼロサム原則である。韓国においては、カジノは先行する諸外国、その他の競技については日本を模範としながらもオリジナルの法整備、施策を行ってきたといえる。特にケアに関しては、韓国が日本に先んじて対策を施してきたといえる。最近ではカジノ導入を見据えて、日本でもあらゆるギャンブルの規制の施策が指摘されているが、韓国の事例から、国をはじめとして関連組織・関係者が市民を念頭に置いて継続的かつ積極的な関与が不可欠であると結論づけられる。

以下に、これまでの分析から得られた、日本のギャンブル政策理論（モデル含む）と評価（韓国含む、図表4-1）を提示する。

① ギャンブル政策には、マネジメントの一環として、監視、監督や社会的要請に応える機関が不可欠であり、種類によって差異はあるものの組織は

拡大する傾向にある。

- ② ①と関連するが、肥大化した組織の維持には経費が嵩み、各事業において本来の目的を果たせない可能性もある。韓国にみられるような、複数の事業を束ねて一元化することや適切な施設運営が可視化、目的達成には理想的なモデルであると考えられる。
- ③ ギャンブル規制やギャンブル依存症などのケア対策を講じることは、反対論者の批判をかわすため、実際に依存症に罹患した者の救済には有効であるが、結果として不法賭博市場の拡大を招く恐れがある（ギャンブル政策におけるトレードオフ）。
- ④ 韓国は政府公認ギャンブルではないパチンコを廃止した。すなわち、適切な国による介入がギャンブル政策の維持には欠かせないが、日本ではなされていない。
- ⑤ 韓国には、国民体育振興法という法律が、競馬、競輪、競艇、宝くじ、体育振興投票券などの各根拠法と共に存在しており、ここでは公営競技の振興が謳われて、ギャンブルのみならずスポーツの側面を有することを規定しており、国民に対して公営競技との近接性を説いている。ギャンブルの正当性を追求するためには、こうした法の冗長性が重要となる。すなわち、直接的なギャンブル根拠法のみならず、間接的な根拠法の創設がカギとなる。

図表 4-1 日韓ギャンブル政策の評価（筆者作成）

区分	マネジメント	ケア	柔軟性	硬直性	発展性
日本	○	×	×	○	△
韓国	○	○	○	△	○

組織の拡大によって負の要素もあるが日本・韓国共にマネジメントに関しては一定の評価ができる。ケアは日本ではパチンコのみで実践されてきた。韓国は文化体育観光部が中心となって柔軟な対応が可能である。監督官庁が分散、縦割りが根強い日本ではギャンブル政策は硬直化しやすく、選択肢の増加は見込めても、持続的発展には疑問符が、つけられ

よう。

おわりに

カイヨワが指摘したように、遊びは人間にとって不可欠な活動であるが、一定の規則も同時に必要である。すなわち、遊びを提供する側も遊びに参加する側も、一定の規則の下に活動する必要がある。

ギャンブル事業は、賛否両論、正負両面あるなかでも、世界標準で不可欠な産業であるといえるが、参加動向をふまえたマネジメントやギャンブル依存症対策などのケアといった関連施策に差異があるといえる。先行して、カジノを導入している韓国においては、単に設置するだけでなく、セーフティネットを網羅して実施しており、日本でも既存ギャンブルの反省に立脚して種々の施策の網羅が求められる。既存ギャンブルにおいては、いわば野放しに近い状態で推移してきたことから、世界でも有数のギャンブル依存症患者の多い国となった。

そうはいつてもギャンブル依存症と「適度」な遊びの境界線は主観、客観共に非常にわかりづらい。生産年齢世代であれば、家庭崩壊など客観的な事象が得られる可能性が高いが、高齢者になると、そうした事象を得づらい。ギャンブルは「公私」の違いはあれ、あくまでも「事業」であるので、平日や昼間がメインの時間帯となり、本稿でも指摘したように、必然的に高齢者の参加が多いのは自然の流れである。近年、公営競技で売上増に貢献しているナイターレースは、「サブ」の時間帯である。主催者などによる高齢者への適切な介入・介在が不可欠であろう。今後の課題は、ギャンブル参加高齢者の依存症と遊びの分岐点の発見など、個人レベルのギャンブル志向性の把握であり、様々な調査を通じて考察していきたい。

注

- 1 2015年のデータによれば、宝くじの参加人口は3,050万人であり、この数字だけをみても国民の4人に1人は参加していることになり、更に公営競技とスポーツ振興くじ、パチンコを含めると6,270万人となる。分布の重なりを考慮しなければ、国民の2人に1人は何らかのギヤ

- ンブルに参加していることになる。([公財]日本生産性本部 2016: 40)
- 2 パチンコは「病的賭博の代表格」としてだけではなく、親がパチンコに没頭し子供を車内放置したことに起因する死亡事故など多様な問題を引き起こしている。パチンコ店は子供の入場が禁止されているが、公営競技場は入場可能である。
- 3 パチンコについても、与野党不問の国会議員がアドバイザー名目で業界の応援団として活動している。韓国では、省庁である文化観光部が主導してパチンコ廃止法案を上程して政治家介入はない。(若宮 2010: 173, 176-177)
- 4 24時間営業など多少の形式の違いはみられたが、韓国においてもパチンコが普及した。しかし日本同様に家庭崩壊、自殺など様々な問題を引き起こしてきたことから、政府は2006年にパチンコ禁止に踏み切った。禁止になる前には認可をうけた店舗数は全国で15,000店あったというから、韓国においてもパチンコは浸透していたことがわかる。(若宮 2010: 12-13)
- 5 開設当初の日本人向けガイドブックをみると、表紙に「夢のマリンスポーツ」競艇、とある。「競艇は新しいレジャー文化を求めている韓国国民が家族単位で楽しめる家族型スポーツ」とされており、水上スポーツ後進国であった韓国にとっては美沙里競艇場の有効活用と相まって、「夢」のあるレジャーの誕生と位置づけられていた。(Motorboat Racing Association [韓国] 2002: 1-4)
- 6 場外入場者数が本場入場者数を大幅に上回り、日本と同傾向である。つまり本場には行かず、街中にある交通至便な投票所で楽しむのだ。競艇・競輪併売13か所、競艇販売4か所の合計17か所がある。また、日本は1日12レース制であるが、韓国では15レース制で最終レースは18時頃に行われる。開催日数は少ないが、長時間開催となっている。(KSPO競輪競艇事業本部資料 2015: 24)
- 7 近年、外国人専用16か所と内国人向け1か所の売上高がほぼ同額というトレンドとなっており、韓国人のカジノ熱の高さがうかがわれる。
- 8 韓国におけるギャンブル政策の総量規制や、依存症対策の充実ぶりをみると、社会全体としても公的保護の体制が整備されていると予想されたが、高齢者など社会的弱者に対する公的保護の水準(現金・現物支給、減税など: 2014年)をみると、対GDP比で10.4%となっており、フランスの31.9%などヨーロッパ諸国に比べると、かなり低い水準となっている。別の視点からみれば、ギャンブルに起因する更なる社会的弱者生成を抑制するために、現状の施策があるともいえる。(OECD Data: 「Social protection」, Social spending: <https://data.oecd.org/social-exp/social-spending.htm#indicator-chart>)
- 9 韓国においては、体育を学校体育、エリート体育、生活体育などに分類しており、そのカテゴリーの中に余暇体育がある。
- 10 韓国は、日本カジノ導入時の基盤となる「IR」に立脚しておらず、国際資本投資はなされてこなかったが、

韓国初の統合型リゾート施設(IR)「パラダイスシティ」が日本企業A社と韓国企業B社の合併により2017年4月、仁川広域市内にオープンし、開業式典が開かれた(ジャパンスマイル訪日ビジネスアイ)。A社は、日本国内でのカジノ導入を見据えて、B社は新たなIR手法の試金石としての事業であると考えられる。

- 11 若宮(2012)では、パチンコ売上が世界一のカジノ売上を誇るマカオの10倍超であることから、「日本のパチンコは世界一のカジノ」であると指摘している。
- 12 こうした負の情報は山下(2013: 23)によれば、「基本的には報道されない」とのことだが、比較的、子どもの放置事件は報道されている。ギャンブルに関連した報道は、基本的には不法賭博に集中している。
- 13 全日遊連は、1989年に全日本遊技業組合連合会として発足して、1992年には中小企業等協同組合法による協同組合としての認可を受け(国家公安委員会・警察庁管轄)、全国パチンコ店組合の「協同組合連合会組織」となった。全国ファン感謝デー開催や、不正行為撲滅活動などを行っている。(全日遊連HP)
- 14 本場開催における告知としては、「無理のない資金で余裕をもってお楽しみください。」(浜名湖競艇: 出走表記載)という端的表現に変化する。
- 15 박종권(2009)においても、賭け金の上限設定など、厳格な参加者に対する管理が不法賭博市場の拡大を招くと指摘している。
- 16 日本で少子高齢化、経済停滞が指摘されるようになって久しいが、韓国は高齢者の貧困率が約50%となるなど、日本以上に悪い状況にある。規制ばかりではなく、緩和も進めながら不法賭博市場に流れていると考えられる財源を還流させることも検討されなければならない。限られた財源を適切に配分することが、日韓両国において求められる。ギャンブル活動から生み出される財源も、所得税も財源であることに、かわりはない。

[参考文献]

【図書】

- ・大川潤・佐伯英隆(2011)『カジノの文化誌』中公選書。
- ・佐藤仁(2010)『続パチンコの経済学』東洋経済新聞社。
- ・山下實(2013)『パチンコはこうすれば止められる!元パチンコ店長が教える「脱パチンコ」実践編』自由国民社。
- ・山田紘祥(2001)「ギャンブルビジネスの現状と未来第9回韓国ギャンブル最新事情」、『遊技通信』No.1259, pp98-101, 遊技通信社。
- ・若宮健(2010)『なぜ韓国は、パチンコを全廃できたのか』祥伝社。
- ・若宮健(2012)『パチンコに日本人は20年で540兆円使った』幻冬舎新書。
- ・ロジェ・カイヨワ(1990)『遊びと人間』講談社。

【学会論文など】

- ・(一財)自治体国際化協会(2014)「韓国の射幸産業について~韓国の競馬、競輪、闘牛、宝くじ、体育振興投票券、

カジノの現状~], Clair Report No.407.

- ・黄義龍, 徐相玉 (2000) 「韓国におけるスポーツ産業の現状と課題」, スポーツ産業学研究, Vol.10, No.2, pp21-28, 日本体育大学.
- ・徐相玉ほか (1993) 「韓国国民体育振興法の制定及び改正内容分析」, 日本体育学会大会号, 学会要旨, 44A, 161.
- ・福井弘教 (2016) 「持続可能な公営競技のあり方に関する研究—競艇(ボートレース)を中心に—」, 修士論文, 法政大学.
- ・福井弘教 (2017) 「公営競技の形成と展望—競艇を中心に—」, 公共政策志林第5号, pp149-163, 法政大学大学院公共政策研究科.

【外国語文献】

- ・박중권 (Jong Kwun Park) (2009) 경정산업의 발전방안을 위한 경륜, 경정법에 관한 고찰 「競輪・競艇業界発展のための競輪・競艇法に関する考察」 한국스포츠엔터테인먼트법학회 (구 한국스포츠법학회), 〈스포츠엔터테인먼트와 법 (JSEL)〉 12권2호, pp121-140.

【政府刊行物、白書・統計・報告書など】

- ・(公財)日本生産性本部 (2016) 『レジャー白書2016~少子化時代のキッズレジャー~』.
- ・文部科学省 (2011) 「韓国のスポーツ政策の基本制度」.
- ・前原夏人 (2016) 「韓国のギャンブル依存症対策」, 『外国の立法 立法情報・翻訳・解説 第269号』, pp60-83, 国立国会図書館調査及び立法考査局 (編).
- ・KSPO競輪競艇事業本部資料 (2015).
- ・Motorboat Racing Association [韓国] (2002).

[参考HP] 最終閲覧日を提示

【公営競技、関連団体など】

- ・オートレース [http://autorace.jp/\(2017/8/16\)](http://autorace.jp/(2017/8/16)).
- ・競輪 [http://keirin.jp/\(2017/8/1\)](http://keirin.jp/(2017/8/1)).
- ・競艇(ボートレース) [http://www.boatrace.jp/\(2017/8/23\)](http://www.boatrace.jp/(2017/8/23)).
- ・地方競馬 [http://www.keiba.go.jp/\(2017/8/1\)](http://www.keiba.go.jp/(2017/8/1)).
- ・中央競馬 [http://www.jra.go.jp/\(2017/8/15\)](http://www.jra.go.jp/(2017/8/15)).
- ・(一社)全国モーターボート施行者協議会 [https://www.motorboatracing-association.jp/\(2017/7/11\)](https://www.motorboatracing-association.jp/(2017/7/11)).
- ・全日本遊技事業協同組合連合会 [www.zennichiyuren.or.jp/\(2017/8/15\)](http://www.zennichiyuren.or.jp/(2017/8/15)).
- ・ボートレース平和島 [www.heiwajima.gr.jp>asp>heiwajima\(2017/8/6\)](http://www.heiwajima.gr.jp>asp>heiwajima(2017/8/6)).
- ・リカバリーサポートネットワーク [rsn-sakura.jp/\(2017/8/15\)](http://rsn-sakura.jp/(2017/8/15)).

【国際機関、韓国関連】

- ・OECD Data [https://data.oecd.org/\(最終閲覧：2017/5/15\)](https://data.oecd.org/(最終閲覧：2017/5/15)).
- ・韓国：文化体育観光部 <http://www.mcst.go.kr/japanese/index.jsp> (最終閲覧：2017/3/25).

・KSPO：「競輪競艇事業本部」

<http://www.krace.or.kr/contents/main/index.do>
(最終閲覧：2017/8/26).

・KSPO：「光明ドーム競輪場」

<http://www.krace.or.kr/contents/culture02/speedomIntro.do> (最終閲覧：2017/6/26).

・KSPO：「国民振興体育公団の沿革」

<http://japanese.kspo.or.kr/?menuno=387>
(最終閲覧：2017/7/23).

・KSPO：「理事長挨拶文」

<http://japanese.kspo.or.kr/?menuno=371>
(最終閲覧：2017/6/25).

【その他】

・門倉貴史のBRICs経済研究所,

<http://www004.upp.so-net.ne.jp/kadokura/>
(最終閲覧：2017/7/21).

・九弁連大会シンポジウム報告書 (2016), 「第7ギャンブル法規制」, www.miyaben.jp>cgi>upload

(最終閲覧：2017/8/26).

・ジャパンスタイル訪日ビジネスアイ,

<http://j.sankeibiz.jp/article/id=1076>
(最終閲覧：2017/6/21).